

倫理規程

第1条（目的） この規程は、NPO 法人可児市国際交流協会（以下「この法人」という。）の倫理規範等を定めることにより、公正かつ適正に団体運営及び事業活動を行うことを目的とする。

第2条（基本的人権の尊重と法令等の遵守） この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

第3条（法令順守） この法人は、関連法令及びこの法人の定款その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 この法人の役員及び事務局長（以下、役職員という）は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなく各規定に則り対応しなければならない。

第4条（私的利益追求の禁止） 役職員及び職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第5条（利益相反行為の防止及び開示） 役職員及び職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

2 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 この法人は、利益相反行為の防止のため、役職員及び職員に対して、定期的に、利益相反に該当する事項について自己申告させるとともに、その内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

第6条（特別の利益を与える行為の禁止） 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

第7条（ハラスメントの防止） 役職員及び職員は、ハラスメントがもたらす影響の重大さを深く認識し、ハラスメントをしないよう各人がその言動や行動に十分注意するとともにハラスメントの被害を防止し、良好な職場及び活動環境の維持及び確立に努めなければならない。

第8条（情報開示及び説明責任） この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、定款、事業計画、予算、事業報告、財務諸表、議事録その他の活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

第9条（個人情報保護） この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第10条（コンプライアンスに関する責務） 役職員及び職員は、この法人におけるコンプライアンス（この法人又は役職員等がこの法人の業務遂行において法令（この法人の定款、規則・規程、運用基準等を含む。以下同じ。）を遵守することをいう。以下同じ。）の重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

第11条（不正発生時の原因究明、処分、再発防止策と公表） この法人は、コンプライアンス違反事件が発生した場合は、迅速に次の対応を行う。

- (1) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
- (2) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (3) 原因究明に向けた分析及び検討結果並びに役職員及び職員の処分及び再発防止策の公表

第12条（改廃） この規程を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

（附則）

この規程は、2024年12月9日から施行する。（2024年12月9日 理事会議決）

以上